

公立大学法人福岡女子大学非常勤職員の給与等の取扱い基準

平成18年11月30日制定

令和元年12月25日改正（最終）

公立大学法人福岡女子大学非常勤職員等賃金規程（平成18年法人規程第32号）第3条第3項等の規定に基づき、同条第2項に規定する保健師、看護師その他資格、免許等を必要とする職種以外の非常勤職員（以下「非常勤職員」という。）の給与の取扱い基準及び公立大学法人福岡女子大学非常勤職員等就業規則（平成18年法人規程第31号）第6条に基づく契約期間（雇用期間）については、次のとおりとする。

記

1 契約期間（雇用期間）

①雇用期間は、1年以内とする。

②継続して雇用する場合の期間については、原則として通算して3年間（1年更新）までとし、業務遂行上、特に必要と認めた場合は、1年ごとに2回までは更新することができるものとする。

2 非常勤職員の給料

非常勤職員の給料は、別表1給料月額表に定めるところにより支給するものとする。

初任給決定に当たっては、学歴免許等を考慮して別表2初任給基準表により決定する。また、前歴については、別表3前歴換算表により経験年数を算定し、当該経験年数に応じて、別表4に該当する号給を加算する。

ただし、高度で専門的な知識を必要とする業務に従事する非常勤職員で別表1給料月額表及び別表2初任給基準表によりがたい場合は、理事長が別途定めるところにより支給するものとする。

3 昇給

非常勤職員の雇用期間を更新する場合において、勤務成績等が特に良好であると認めるときは、1号給上位の給料を支給することができるものとする。

4 給料月額の改正

職員の給料月額の改定が行われた場合は、その実施方法に準じて、給料月額の改定を行うことができるものとする。

5 経過措置

この基準の施行日前に継続して雇用していた期間については、この基準に基づく継続雇用期間に通算するものとする。

6 施行期日等

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

この基準は、平成20年12月5日から施行し、平成20年8月1日から適用する。

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

この基準は、平成22年1月1日から施行する。

この基準は、平成23年1月1日から施行する。

この基準は、平成24年1月1日から施行する。

この基準は、平成26年12月22日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

この基準は、平成28年2月9日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

この基準は、平成29年1月12日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

この基準は、平成29年12月21日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

この基準は、平成30年12月26日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

この基準は、令和元年12月25日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

嘱託職員（事務）給料表

別表1 給料月額表

号 給	給料月額
1	150,600
2	154,900
3	160,100
4	165,900
5	171,700
6	182,200
7	188,700
8	195,500
9	202,400
10	209,400
11	216,200
12	223,200
13	229,500
14	235,400
15	240,700
16	245,400
17	249,800
18	255,000
19	260,000
20	264,700
21	269,400
22	274,000
23	278,100
24	281,500
25	285,000
26	288,200
27	289,800
28	290,900
29	292,100
30	293,400
31	294,700
32	295,800
33	297,100
34	298,300
35	299,500
36	300,800
37	301,900
38	303,100
39	304,200

別表2 初任給基準表

学 歴 免 許	初任給基準
高等学校卒業程度	1号給
短期大学卒業程度	2号給
大学卒業程度	3号給
大学院（修士）修了相当	4号給
大学院（博士）修了相当	5号給

別表3 前歴換算表

前歴	換算率
類似職務従事期間	100%
その他の有職期間	50%
無職期間	0%

別表4 経験年数換算表

経 験 年 数	経験年数換算
3年未満	0
3年～5年未満	2号給
5年～8年未満	4号給
8年～10年未満	6号給
10年以上	7号給

嘱託職員（教育研究補助）給料表

別表1 給料月額表

号 給	給料月額
1	225,200
2	233,900
3	243,200
4	252,400
5	264,600
6	276,200

別表2 初任給基準表

学 歴 免 許	初任給基準
大学卒業程度	1号給
大学院（修士）修了相当	3号給
大学院（博士）修了相当	6号給